

交通第59号  
平成29年5月31日

北海道運輸交通審議会  
会長 石井吉春様

北海道知事 高橋はるみ



交通政策に関する指針（仮称）、航空ネットワークに関する  
ビジョン（仮称）及び物流・港湾振興に関するビジョン（仮称）  
について（諮問）

北海道運輸交通審議会条例（昭和47年北海道条例第40号）第2条の規定により、「交通政策に関する指針（仮称）」、「航空ネットワークに関するビジョン（仮称）」及び「物流・港湾振興に関するビジョン（仮称）」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

（諮問の理由）

- 1 道では、総合的な交通ネットワークの形成を計画的、重点的に進めていくため、平成20年12月に、北海道の交通政策の基本指針として「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」（平成26年3月改訂）を、また平成21年10月に、広く港湾の振興を推進するため、「北海道の港湾振興ビジョン」を、平成22年3月には、道内の航空ネットワーク形成の考え方や、各空港のめざす姿とその実現に向けた方策などを示す「道内空港活性化ビジョン」を策定し、各種の取組を推進してきました。
- 2 ビジョン策定後、北海道新幹線の開業、インバウンドの急増による交流人口の増加、新千歳空港の発着枠拡大、国際航空路線の拡充、JR北海道の事業範囲の見直しや空港運営の民間委託の検討など、本道の交通を取り巻く環境が大きく変化しております。
- 3 人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会を実現していくためには、道民の暮らしや本道の産業経済を支える総合的な交通ネットワークの形成に向けた取組を加速させていくことが一層重要となっています。
- 4 こうした認識のもと、交通を取り巻く環境変化や課題に的確に対応するため、「交通政策に関する指針（仮称）」、「航空ネットワークに関するビジョン（仮称）」及び「物流・港湾振興に関するビジョン（仮称）」を策定することとし、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問するものであります。

（総合政策部交通政策局交通企画課）